

指定障害福祉サービス「居宅介護」、「重度訪問介護」 重要事項説明書

当事業所が提供する居宅介護、重度訪問介護サービスの内容、及びお支払い頂く料金等、重要事項について次の通り説明します。

1. 事業者の概要

名称	合同会社 訪問介護 かえで
所在地	静岡県浜松市中央区雄踏町山崎 3777-14
代表者	代表社員 野中伸一

2. 事業所の内容

名称	合同会社 訪問介護 かえで
種類	指定居宅介護 指定重度訪問介護
所在地	静岡県浜松市中央区雄踏町山崎 3777-14
事業所番号	障害事業所番号:2217272448 介護事業所番号:2277205734
指定年月日	令和 2年 10月 22日
電話番号	053-401-1315
管理者	早川直子
通常の事業実施地域	浜松市

3. 職員体制(2024年4月1日現在)

職種	常勤	非常勤	備考
管理者	1人(兼務)		
サービス提供責任者	3人(兼務)		
訪問介護員 (介護職員初任者研修修了者以上)	8人	12人	うち登録12人

4. 当事業の運営方針

(1) 利用者が居宅に置いて自立して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他に生活全般にわたる援助を適切かつ効率的に行い、関係機関との連携を図りつつ総合的なサービスを提供に努めるものである。

(2) 指定障害福祉サービス事業の居宅介護及び重度訪問介護(以下「居宅介護等」という)の実施にあたっては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護等のサービスの提供ができるよう努めるものとする。

(3) 居宅介護等の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は社会医療サービスを提供するものと密接な連携に努めるものとする。

(4) 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

5. 営業日及びサービスの提供時間

営業日	月～金(ただし土日対応有)
サービスの提供時間	24時間

6. 提供するサービスの概要

介護計画の作成	居宅介護計画、重度訪問介護計画の作成
身体介護中心	入浴、排泄、食事等の介助
家事援助中心	調理、洗濯、掃除等の援助
通院介助	身体を伴う場合、身体を伴わない場合の通院等の介助
重度訪問介護	入浴、排泄、食事等の介助
	調理、洗濯、掃除等の家事援助
	その他の生活全般にわたる見守り等の援助
	外出時の移動の介助

7. 利用料金

ご契約者様のご自宅に訪問してサービスを提供します。提供するサービスについての利用料

金は各市町村が決定される(居宅受給者証、居宅支給決定 内容記載事項)介護給付費が給付されます。給付される介護給付費は、事業者が代理受領します。ただし、利用者負担金については事業所より別途利用者のあて請求します。各サービスについて、平常時間帯(午前7時～午後5時)の利用料金の目安は、「サービス費単価表」のとおりです。

- ・居宅介護等サービス費算定については10円未満の端数は切り捨て計算とする。
- ・利用者の身体的理由により1人の居宅介護等従事者(以下、「従業員」という)によるサービスが困難と認められた場合等であって、同時に2人の従業員が1人の利用者に対して居宅介護等を行った時には、それぞれの従業員が行うサービスにつき所定額を算定します。
- ・平常の時間帯(午前7時から午後5時)以外の時間帯でサービスを行った場合には、次の割合で利用料金が加算されます。
- ・夜間(午後6時から10時まで)早朝(午前6時から8時まで)1回につき25%
- ・深夜(午後10時から午前6時まで)1回につき50%
- ・利用者がデイサービス、短期入所、通所施設支援を受ける間は居宅介護等サービス費を算定しない。
- ・介護給付費の支給限度額を超えて居宅介護等サービスを利用されて場合には、ご契約者の負担となります。

(1) 初回加算

新規に居宅介護計画、重度訪問介護計画(以下、「居宅介護計画」という。)を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の居宅介護等を行った日の属する月に居宅介護等を行った場合、または当事業所のその他の従業員が初回若しくは初回の居宅介護等を行った日の属する月に居宅介護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算します。新規の他、過去2月に当事業所からサービスの提供を受けていない場合に加算されます。

(2) 利用者負担上限額管理加算

利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数が加算されます。

(月1回を限度とする)

(3) 緊急時対応加算

居宅介護計画書等に位置づけられていない居宅介護等(身体介護)を利用者又はその家族から要請を受けてから24時間以内に居宅介護等(身体介護)を行った場合には1月につき所定単位数を加算します。(月2回を限度とする)

(4) 福祉専門職員等連携加算(居宅介護)

サービス提供者に係る障害特性の理解や医療機関等の連携、従業者への技術指導等の評価を共同して行った場合に加算します。(初回のサービスが行われた日から起算して 90 日の間、3 回を限度とする)

(5) 行動障害支援連携加算(重度訪問介護)

サービス提供責任者が、「支援計画シート」及び「支援手帳書兼記録用紙」の作成者に同行して利用者の居宅を訪問し利用者の心身の状況等の評価を共同して行い、且つ重度訪問計画書を作成し、計画に基づき重度訪問介護を行った場合に、初回サービス開始から 30 日間、1回を限度に算定します。

(6) 特定事業所加算

厚生労働大臣が定める基準に適合している指定居宅介護事業所、指定重度訪問介護事業所(以下「指定居宅介護事業所等」とする。)として、利用者に対し居宅介護等を行った場合には当該基準に掲げる区分に従い、1 回につき次に掲げる単位数に加算します。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。

- ①特定事業所加算(Ⅰ) 所定単位数の 100 分の 20 に相当する単位数
- ②特定事業所加算(Ⅱ) 所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数
- ③特定事業所加算(Ⅲ) 所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数
- ④特定事業所加算(Ⅳ) 所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数

(7) 福祉・介護職員処遇改善加算

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実地している指定居宅介護事業所等として基準に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。(福祉・介護職員処遇改善特別加算とし選択することとし、併給不可)

- ①福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 算定した単位数の 1000 分の 303 に相当する単位数
- ②福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 算定した単位数の 1000 分の 221 に相当する単位数
- ③福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 算定した単位数の 1000 分の 123 に相当する単位数
- ④福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)(Ⅲ)により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数
- ⑤福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅲ)により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数

(8) 福祉・介護職員処遇改善加算

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実地している指定居宅介護事業所等として、基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数が所定単位数に加算されます。

ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。(福祉・処遇改善加算と選択することとし、併給不可)

①福祉・介護職員処遇改善特別加算 算定した単位数の1000分の41に相当する単位数

(9) 地域区分

厚生労働大臣が定める介護報酬1単位当たりの単価について、地域区分の適用地域は、浜松市とする。

8. 交通費

(1) 自動車を利用したサービス(買い物等)を行った場合下記の自費を頂きます。

- ・ガソリン代として1キロにつき15円。ただし町内は頂きません。
- ・有料道路通行料は実費となります。

9. 利用料金の支払方法

利用料、自己負担金、その他の費用は一カ月ごとに計算し、請求しますので支払い分については、翌月末までにお支払いください。支払い方法については、銀行振り込み、現金払い等選択下さい。

10. 利用の中止、変更、追加

ご契約者の都合によりサービスの中止又は変更、追加をすることができます。ただし実施日の前日までにお申し出ください。当日になって中止の場合は取消料を頂く場合があります。ただし、体調不良等正当な理由がある場合にはこの限りではありません。

利用予定日の前日17時までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日17時までに申し出がなかった場合	当日の自己負担相当額

11. サービスの利用に関する留意事項

(1) 従業者について

- ①サービスの提供にあたっては、複数の従業者が交代してサービスを提供します。
- ②利用者から特定の従業者を指定することはできません。従業者についてお気づきの点やご要望がございましたら、相談窓口等にご相談ください。
- ③従業者の都合により、サービス提供の中止、変更することがあります。サービス提供を中止、変更する場合は、契約者及びその家族等に対して不利益が生じないように十分に配慮するものとします。
- ④台風の接近などによって被害が想定できる場合は、事前に協議し安全にサービス提供ができるようにします。
- ⑤地震・噴火等天災の場合はサービス提供中止となります。

(2) サービスの提供について

- ①サービス提供は「居宅介護計画等」に基いて行います。実施に関する指示・命令はすべて従業者が行います。ただし、実際のサービス提供にあたっては、利用者訪問時の状況、事情意向等について十分に配慮します。
- ②従業者が事務所等に連絡する場合の電話等は無償で使用させていただきます。

(3) サービス内容の変更について

訪問時に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業者は変更したサービス内容と時間に応じたサービス料金を請求します。

(4) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」「障害程度区分」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は、速やかにお知らせください。また、サービス提供責任者が確認をさせていただき場合はご提示ください。

(5) 従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供にあたって次に該当する行為はおこないません。

- ①医療行為
- ②利用者もしくはご家族等に金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③利用者もしくはその家族等からの金銭または物品、飲酒の授受
- ④ご契約様の家族等に対するサービスの提供
- ⑤飲酒・喫煙及び飲食、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は除く)
- ⑥利用者もしくは家族等に対して宗教活動、政治活動、営利活動及び迷惑行為

12. サービス実施の記録について

- ①サービス実施ごとに、電子記録にてサービス内容の記録を作成します。

- ②居宅介護等の提供に関する諸記録を作成し、契約終了後5年間保存します。
- ③営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する前項の諸記録を閲覧できます。

13. 緊急時等における対応方法

サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合、緊急時対応マニュアルに沿い必要な措置を講じます。

14. 苦情の受付

(1) 当事業所に対する苦情やご相談は、以下の専門窓口で受け付けします。

苦情窓口 管理者 早川 直子

電話番号053-401-1315（受付時間 午前7時から午後5時の間）

(2) 行政機関・その他苦情受付機関

中央区役所内 社会福祉課	電話 053-457-2057
東行政センター内 社会福祉担当	電話 053-424-0176
西行政センター内 社会福祉担当	電話 053-597-1159
南行政センター内 社会福祉担当	電話 053-425-1485
北行政センター内 社会福祉課	電話 053-523-2898
浜名区役所内 社会福祉課	電話 053-585-1697
天竜区役所内 社会福祉課	電話 053-922-0024
静岡県社会福祉協議会	電話 053-653-0840

事務所による居宅介護等サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者氏名：_____

サービス費単価表／介護報酬 (令和6年4月1日現在)

身体介護	単位数	家事援助	単位数
30分未満	256	30分未満	106
30分以上1時間未満	404	30分以上45分未満	153
1時間以上1時間30分未満	587	45分以上1時間未満	197
1時間30分以上2時間未満	669	1時間以上1時間15分未満	239
2時間以上2時間30分未満	754	1時間15分以上1時間30分未満	275
2時間30分以上3時間未満	837		
3時間以上 921単位に30分増ごとに+83		1時間30分以上 311単位に15分増ごとに+35	
重度訪問介護	単位数		単位数
1時間未満	186	2時間30分以上3時間未満	553
1時間以上1時間30分未満	277	3時間以上3時間30分未満	644
1時間30分以上2時間未満	369	3時間30分以上4時間未満	736
2時間以上2時間30分未満	461		
4時間以上8時間未満	821単位に30分増ごとに+85		

※朝(6:00～8:00)夜間(18:00～22:00)は25%割増、深夜(22:00～6:00)は50%割増になります。

※上記の時間数は実際のサービス提供時間ではなく、居宅サービス計画に定める時間によるものとします。

※やむを得ない事情で、二人の訪問介護員でサービスを実施した場合、利用者の同意の上、二人分の利用料金がかかります。

◆重度訪問介護については、該当障害支援区分で単位数に差があります。

年 月 日

重要事項の説明 : 私は、上記説明書に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用契約 : この利用契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。尚、利用者本人が心身等の事由により契約が困難な場合には、代理人が記名押印します。

個人情報利用同意 : 私は、個人情報の利用及び第三者への提供に関する上記の内容に同意します。

【事業者】

住 所 静岡県浜松市中央区雄踏町山崎 3777-14

事業者(法人名) 合同会社 訪問介護 かえで

代表者・氏名 代表社員 野中伸一

【利用者】

住 所

氏 名

【代理人】

住 所

氏 名